

南箕輪村住宅断熱リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、既存住宅の省エネルギー化を促進するため、住民が行う住宅の断熱性能の質の向上を図るリフォームに対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、南箕輪村補助金等交付規則（昭和59年規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「個人住宅」とは、村内において自己の居住の用に供する建築物（店舗、事務所等を併用する建築物にあつては自己の居住の用に供する部分に限る。）であり、現に居住している主たる住宅をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 村内に居住する者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民票に記載されているものであること。
- (2) 個人住宅の所有者又は個人住宅の所有者と生計を一とする同一世帯の世帯主であること。
- (3) 申請時において、本人及び同一世帯に属する者が、規則第5条第2項各号に掲げる納付金を滞納していないこと。
- (4) 本人又は本人と生計を一にする同一世帯の者が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 既存住宅の壁、床、屋根、屋根裏及び窓等において断熱性能を向上させる

リフォーム工事

- (2) 村内に本店を有する法人又は村内に住所若しくは主たる事務所を有する個人事業主が請け負い、施工する工事
- (3) 補助金の交付決定後に着工する工事

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし上限30万円とする。ただし、補助対象経費から、国、県又は村の他の制度の補助対象経費を除くものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南箕輪村住宅断熱リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 位置図又は工事設計図面
- (2) 見積書又は請負契約書等の写し
- (3) 工事施工予定箇所の写真
- (4) 本人及び同一世帯に属する者に係る納付金滞納確認同意書（様式第2号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第7条 村長は、前条の申請書を受理したときはこれを審査し、その結果を南箕輪村住宅断熱リフォーム補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（補助金の中止又は変更）

第8条 申請者が、工事を中止し、又は工事の内容を変更しようとするときは、南箕輪村住宅断熱リフォーム補助金変更・中止申請書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、提出を省略できる。

2 村長は、前項の申請書の提出を受理したときはこれを審査し、その結果について、南箕輪村住宅断熱リフォーム補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

（実績報告書の提出）

第9条 申請者は、工事を完了したときは、南箕輪村住宅断熱リフォーム補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、当該年度の3月31日までに村長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等支払を証する書類の写し
- (2) 工事の実施を示す写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
（工事完了の確認及び通知）

第10条 村長は、実績報告書を受理したときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を決定し、南箕輪村住宅断熱リフォーム補助金確定通知書（様式第7号）により申請者に通知する。

（交付請求）

第11条 申請者は、前条の通知書を受けたときは、速やかに村長に南箕輪村住

宅断熱リフォーム補助金交付請求書（様式第 8 号）により補助金の請求をしなければならない。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。